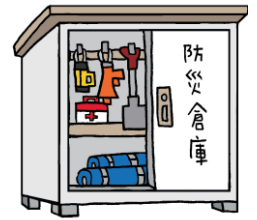


空き地コモンズ整備支援

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

利用予定のない土地を、地域住民のための共用スペースとして活用する際の整備費・改修費・管理費の一部を助成します



対象となる区域

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区 ●守口市/東部地区・大日・八雲地区
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区

上記の住宅市街地総合整備事業区域内（ただし守口市八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）

- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定

*対象物件が区域内にあるかご確認が必要な方はセンターまでお問い合わせください

助成対象となる団体と所有者

- ①土地所有者（文化住宅等所有者など）

当面利用予定のない土地を地域コモンズ（地域住民のための共用スペース）として活用するために整備・管理する土地所有者 ※土地所有者が整備・管理を委託する場合も含まれます。

- ②自治会等地元組織やNPOなど

当面利用予定のない土地を借り受け、地域コモンズとして利用するために整備・管理する自治会等

助成対象となる要件

次のすべてに該当することが必要となります。

○地域住民のための共用スペースとして利用するために、空き地や老朽建築物等の除却跡地等を土地所有者から市が借り上げ（センターが認めた場合を除く）自治会等が整備するもの、若しくは土地所有者自らが整備するもの、又は公共用地において自治会等が整備するものであること。

○整備後、3年以上の間、地域に開放すること。

○地域の共用スペースとして整備した土地は、整備した者が責任を持って維持管理を行うこと。

○契約期間が満了し、整備した土地を整備前の現状に復する場合は、整備した者の負担により行うこと。

助成金額

- ①土地整備費支援

設計費、工事費、工事監理費及びセンターが認める維持管理に必要な防災用具等の合計額とし、150万円/ヶ所を限度に助成します。

- ②建物改修費支援

整備する土地に隣接する建物を改修して地域の共用スペースとして一体的に利用する場合に、その改修費及び維持管理に必要な備品等費用の一部を追加助成します。センターが認めた必要額の1/2以内で150万円/ヶ所を限度とします。耐震性が低い建物は耐震改修が前提となります。

なお、土地整備費支援の受付後、原則翌年度の年度末までの受付とします。

- ③管理費支援

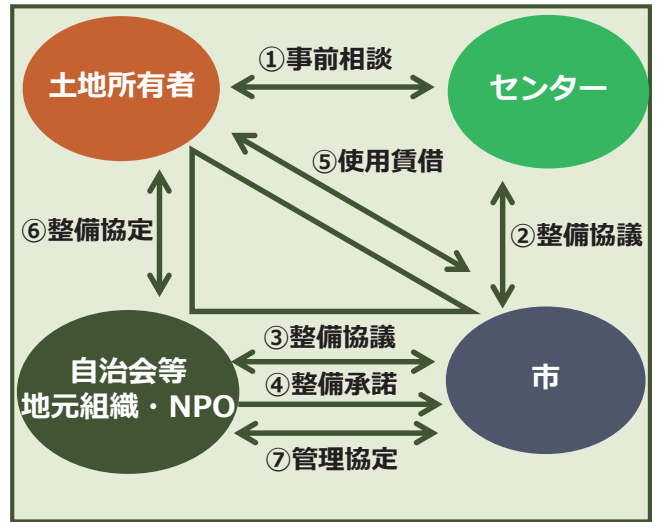
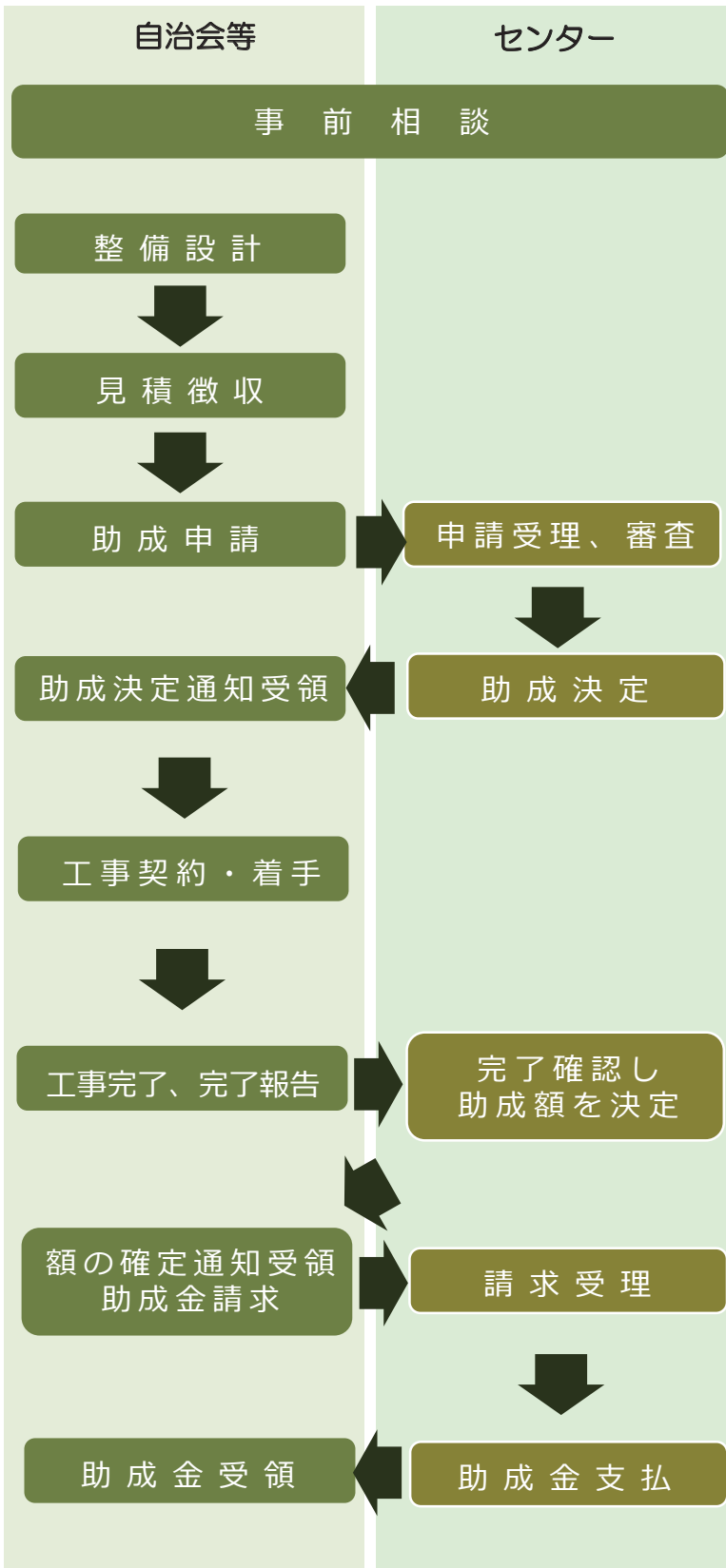
管理に要する費用として年2万円/ヶ所を助成します。なお、第三者に管理の一部を委託する場合は年10万円/ヶ所を限度に加算します。助成期間は3年間になります。

※令和3年度～令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります。

当センターは大阪府域における良好な都市環境、住環境の創出に寄与するために設立された公益財団法人です

助成手続き

自治会等整備までの流れ



QA

- Q 土地所有者が希望すれば、地域コモンズとして市が借り上げてくれますか
 A コモンズとして適切な土地なのか、自治会で整備・維持管理する意向があるかなど検討調整したうえで市が使用賃借を判断します。
- Q 市の借上げは有償ですか
 A 無償での土地使用賃借となります
- Q 土地賃借契約期間中に所有者の意向でコモンズを廃止することは可能ですか
 A 賃借契約中はできません
- Q 土地所有者が整備するコモンズの場所や大きさ等について助成要件はありますか
 A 場所や整備計画等からセンターが地域への開放効果等を判断し、助成決定します
- Q 管理を委託する場合の委託先の条件はありますか
 A シルバー人材センターや造園会社等への委託を対象とします。知人等への依頼は対象外となります。
- Q 農地として整備をする場合も対象となりますか
 A 営利目的でなく、地域の住民の方々を利用されるものは、対象とします
- ※計画などについては、個別にご相談ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 宮園・東 (アツマ)

〒541-0053大阪市中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル5階

☎ 06-6262-7713 fax: 06-6262-7722

Eメール: omsk@toshiseibi.org ホームページ: <https://www.toshiseibi.org>

